# 盆栽等の輸出検疫に係る説明会

令和３年２月

横浜植物防疫所

目　　次

Ⅰ　輸出検疫とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
Ⅱ　輸出相手国別の検疫条件の概要　・・・・・・・・・・・・・・・　２
Ⅲ　輸出検疫の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
Ⅳ　栽培地検査の申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
Ⅴ　栽培地において実施すべき事項　・・・・・・・・・・・・・・・　２１
Ⅵ　栽培地検査の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
Ⅶ　栽培地検査に合格した植物の取扱い　・・・・・・・・・・・・・　２４
Ⅷ　輸出検査の申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
Ⅸ　輸出検査時の注意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９

無断転載禁止

# Ⅰ　輸出検疫とは

輸出相手国の要求に応じて、日本から輸出される植物やその容器包装の検査を行っています。輸出検疫の流れは、次のとおりです。

<u>輸出検疫のフローチャート</u>

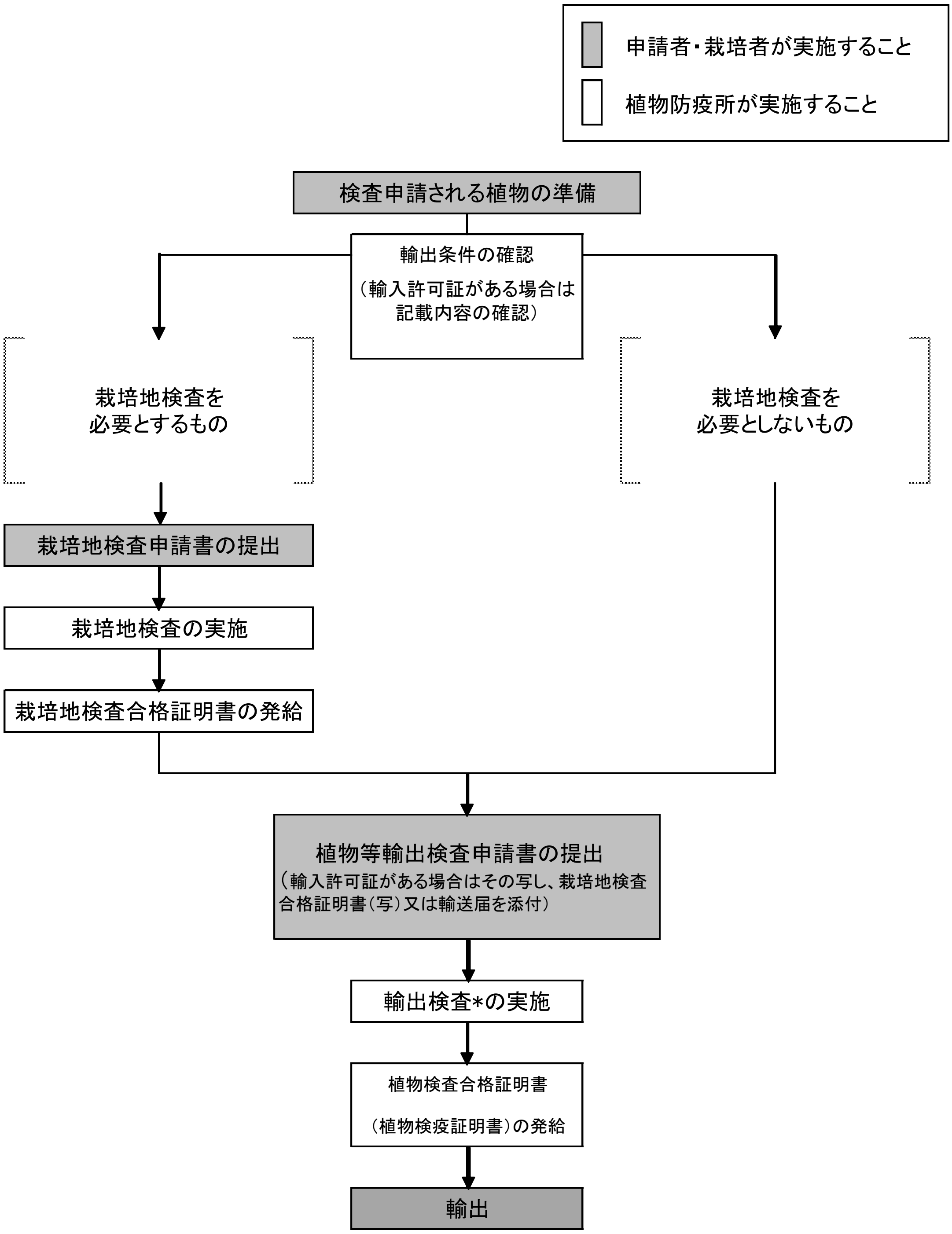


＊輸出相手国の検疫条件によっては、輸出検査に線虫検査や病原体を対象とした精密検定が必要な場合があります。

※輸出相手国が要求する条件に適合していない場合は、輸出できません。

# Ⅱ　輸出相手国別の検疫条件の概要

盆栽･植木類の栽培用植物に対しては､全ての輸出相手国が何らかの検疫的措置（輸入許可証の取得、栽培地検査、輸出検査、消毒等）を求めており、これらの植物検疫の条件に適合することが必要です。

主な輸出相手国（「地域」を含む。以下同じ。）の検疫条件は、次のとおりです。これ以外の国については、植物防疫所にご確認ください。

なお、植物防疫所として情報の正確性については万全を期しておりますが、元となる諸外国の検疫規則は変更されることがあり、実際の内容とは異なっている場合があります。実際の輸出に際しては、輸出相手国の最新の検疫条件について輸入港を担当する植物検疫当局等に事前にご確認されることをお勧めします。

## １　ＥＵ諸国向け「一般盆栽」（２の「特殊盆栽」以外の盆栽）

（１）　主な輸入禁止植物

カラタチ属(*Poncirus* spp.)、カリン属（*Cydonia* spp.）、カンキツ属(*Citrus* spp.)、キンカン属(*Fortunella* spp.)、サクラ属(*Prunus* spp.)、ツガ属(*Tsuga* spp.)、トウヒ属(*Picea* spp.)、ナシ属(*Pyrus* spp.)、ヒノキ属（*Chamaecyparis* spp.)、ビャクシン属（*Juniperus* spp.）、ブドウ属(*Vitis* spp.)、マツ属（*Pinus* spp.）、モミ属(*Abies* spp.)、リンゴ属(*Malus* spp.)等

（２）　少なくとも２年間、植物防疫所に登録されたほ場で栽培管理すること

（３）　ゴマダラカミキリ属に関する規制の対象植物（以下、「ゴマダラカミキリの対象植物」という）（参考資料１参照）については、下記４の「ＥＵ諸国向けゴマダラカミキリの対象植物」に従うこと

（４）　少なくとも年６回、植物防疫所の検査を受けること

（５）　高さ 50 ㎝以上の棚で栽培すること

（６）　ヨーロッパに未発生のさび病がないこと

さび病の病徴発現の直前（３～４月）に、本病に有効な殺菌剤による消毒を実施すること

（７）　検疫対象病害虫がいないこと

（８）　ＥＵが植物ごとに要求している検疫条件に従うこと

なお、①アオナガタマムシの対象植物となるオニグルミ(*Juglans sieboldiana* (*Juglans ailantifolia*))、サワグルミ(*Pterocarya rhoifolia*)、ハルニレ(*Ulmus davidiana* var. *japonica*)、マンシュウグルミ(*Juglans mandshurica*)及びトネリコ属(*Fraxinus* spp.)、また、②キウイフルーツかいよう病(*Pseudomonas syringae* pv. *actinidiae*)の対象植物のマタタビ属（*Actinidia* spp.）は、輸出不可

（９）　培養資材については、下記の「ＥＵ向け盆栽・植木に関する培養資材の規則に

ついて」の条件を満たすこと

(10)　輸出時に、花及び果実がないこと

(11)　落葉樹については、葉のない状態で休眠期間中に輸出すること

(12)　輸出直前に、ミナミキイロアザミウマを対象とした消毒を行うこと

(13)　輸出検査に合格した盆栽は、輸出時に封印すること

○ＥＵ向け盆栽・植木に関する培養資材の規則について

<table>
<tr><th></th><th>植付け時</th><th>植付け後（栽培管理中）</th><th>輸出時</th></tr>
<tr><td>盆栽</td><td rowspan="2">以下のいずれかに植付け<br>(ア)有機物を含まない未使用のもの<br>(イ)ピート又はココヤシ繊維を材料とした未使用のもの<br>(ウ)くん蒸又は熱処理を行ったもの（※）<br>(エ)システムズアプローチ（複数の検疫措置を組み合わせたもの）を行ったもの（※）</td><td>○適切な栽培管理（２年）<br>高さ 50 センチの棚（特殊盆栽はコンクリ床上でも可）での鉢植え、衛生的な栽培管理及び清浄な水の使用</td><td rowspan="2">○適切な栽培管理がされている場合、培養資材を伴って輸出可<br>○その他、培養資材の除去や輸出２週間以内に培養資材を除去後に（ア）～（エ）の培養資材に植替えの対応も可<br>○盆栽については、植替えない場合、輸出２週間以内に消毒が必要</td></tr>
<tr><td>植木（鉢植え等）：<br>土壌からの物理的な隔離がされたもの</td><td>○適切な栽培管理<br>地面からの物理的な隔離、衛生的な栽培管理及び清浄な水の使用</td></tr>
<tr><td>植木（地植え等）：<br>土壌からの物理的な隔離がされていないもの</td><td>なし</td><td>○適切な栽培管理</td><td>○培養資材の完全除去<br>○その他、輸出２週間以内に培養資材を除去後に（ア）～（エ）の培養資材に植替えの対応も可</td></tr>
</table>

（※）植物検疫証明書に消毒実施等の措置内容の記載が必要

## ２　ＥＵ諸国向けゴヨウマツ等の「特殊盆栽」（輸入禁止植物であるが、特別な条件下で輸入が認められる盆栽）

**対象植物**
**ゴヨウマツ（*Pinus parviflora* 及び *P. pentaphylla*）**
**クロマツ（*P. thunbergii*）**
**ヒノキ属（*Chamaecyparis* spp.）**
**ビャクシン属（*Juniperus* spp.）**

（１）　上記１の「一般盆栽」に定める検疫条件を満たすこと

（２）　高さ 50cm 以上の棚に置かれた鉢で栽培するか、線虫の侵入する恐れのないコンクリート床で栽培すること

（３）　栽培地番号と植付け年を記載した標識を取り付けること

（４）　ゴヨウマツ及びクロマツ盆栽は、次の条件を満たすこと

① 接木の場合は、台木に孫生え（ヒコバエ）がないこと

② マツノザイセンチュウ、マツカレハ、マツバノタマバエ、マメコガネ、マツこぶ病、マツ葉枯病、マツ葉さび病、マツ発しんさび病※1、赤斑葉枯病※2、マツコナカイガラムシ、ツガカレハ、マツキボシゾウムシ、ニトベキバチ※2、ニホンキバチ※2、EU 未発生のヒゲナガカミキリ属及びその他ＥＵ未発生の病害虫がいないこと

※1：ゴヨウマツについてのみ、※2：クロマツについてのみ

③ 輸出前に、リュウキュウマツ漏脂胴枯病（*Gibberella circinata*）＊を対象とした検定及びほ場周辺の発生調査を行い、本病菌が検出されないこと

＊本病菌が発生している鹿児島県及び沖縄県から、マツ属植物及び土壌をほ場内に持ち込まないでください。

（５） ヒノキ属盆栽は、マメコガネ及びその他ＥＵ未発生の病害虫がいないこと

（６） ビャクシン属盆栽は、次の条件を満たすこと

① ビャクシンハダニ、タマイブキノタマバエ、マメコガネ、さび病及びその他ＥＵ未発生の病害虫がいないこと

② 登録されたほ場内だけでなく、ほ場周辺のカナメモチ属（*Photinia* spp.）、サンザシ属（*Crataegus* spp.）、ナシ属（*Pyrus* spp.）、ビャクシン属（*Juniperus* spp.）、ボケ属（*Chaenomeles* spp.）、カリン属（*Cydonia* spp.）及びリンゴ属（*Malus* spp.）植物についても、さび病がいないこと

③ 第１回目の栽培地検査時に、植物防疫官立ち会いの下、ビャクシンハダニに有効な薬剤による消毒を実施すること

④ ＥＵが設定している輸入期間内（11 月１日～翌年３月 31 日まで）に輸入すること

（７） 輸入国（ＥＵ側）植物防疫機関に対して、植物の種類、数量、期日等を事前に連絡しておくこと

（８） 輸入後、ゴヨウマツ、クロマツ及びヒノキ属は３か月以上、ビャクシン属は４月１日～６月 30 日まで隔離栽培が必要

（９） 次の場合は、ほ場の登録が取り消され、翌年度から２年間の栽培地検査に合格するまでは輸出不可

① 植物防疫所の検査（栽培地検査及び輸出検査）で検疫対象病害虫が発見された場合

② 輸入国の検査で検疫対象病害虫が発見され、日本に通報があった場合

## ３ ＥＵ諸国向け植木類

（１） 主な輸入禁止植物

カラタチ属（*Poncirus* spp.）、カリン属（*Cydonia* spp.）、カンキツ属（*Citrus*

spp.)、キンカン属(*Fortunella* spp.)、サクラ属(*Prunus* spp.)、ツガ属(*Tsuga* spp.)、トウヒ属(*Picea* spp.)、ナシ属(*Pyrus* spp.)、ヒノキ属（*Chamaecyparis* spp.)、ビャクシン属（*Juniperus* spp.）、ブドウ属(*Vitis* spp.)、マツ属（*Pinus* spp.）、モミ属(*Abies* spp.)、リンゴ属(*Malus* spp.)等

（２）　ＥＵがリスクが高いとする次の植物（盆栽は除く）は輸出不可

イチジク(*Ficus carica*)、アカシア属（*Acacia* spp.）、イチイ属(*Taxus* spp.)、イボタノキ属(*Ligustrum* spp.)、カエデ属(*Acer* spp.)、カキ属(*Diospyros* spp.)、カバノキ属(*Betula* spp.)、カワラケツメイ属(*Cassia* spp.)、キョウチクトウ属(*Nerium* spp.)、クリ属(*Castanea* spp.)、クルミ属(*Juglans* spp.)、コナラ属(*Quercus* spp.)等

（３）　植物防疫所に登録されたほ場で栽培管理すること

（４）　ゴマダラカミキリの対象植物（参考資料１参照）については、下記４の「ＥＵ諸国向けゴマダラカミキリの対象植物」に従うこと

（５）　少なくとも年２回、植物防疫所の検査を受けること（植物の種類により適期に実施）

（６）　検疫対象病害虫がないこと

（７）　ＥＵが植物ごとに要求している検疫条件に従うこと

なお、①アオナガタマムシの対象植物となるオニグルミ(*Juglans sieboldiana* (*Juglans ailantifolia*))、サワグルミ(*Pterocarya rhoifolia*)、ハルニレ(*Ulmus davidiana*)、マンシュウグルミ(*Juglans mandshurica*)及びトネリコ属(*Fraxinus* spp.)、また、②キウイフルーツかいよう病(*Pseudomonas syringae* pv. *actinidiae*)の対象植物のマタタビ属（*Actinidia* spp.）は、輸出不可

（８）　培養資材については、１の「ＥＵ向け盆栽・植木に関する培養資材の規則について」の条件を満たすこと

（９）　輸出時に、花及び果実がないこと

(10)　落葉樹については、葉のない状態で休眠期間中に輸出すること

(11)　輸出直前に、ミナミキイロアザミウマを対象とした消毒を行うこと

## ４　ＥＵ諸国向けゴマダラカミキリの対象植物

（１）　対象植物（参考資料１参照）は、幹の直径が１cm未満のものを除き、植物防疫所に登録された施設で少なくとも２年間栽培管理すること。

（２）　**上記１の「一般盆栽」又は上記３「植木類」に定める検疫条件を満たすこと**

（３）　栽培施設は、以下の条件を満たすこと

①　温室又は網室(網の目合が５㎜以下)であって、全ての換気口及び開口部は、目合５㎜以下の網を設置すること

②　施設内には、ゴマダラカミキリ属の発生及びカミキリムシの寄生した痕跡

（産卵痕、食害痕等）がないこと

（４）　栽培管理は、以下の条件を満たすこと

①　対象植物に標識を取り付けること

②　対象植物は、施設内に４月末までに搬入すること

③　栽培期間中、対象植物を新たに施設内に持ち込まないこと

ただし、ほ場内に複数の施設があり２年目以降の対象植物のみを同一の施設内で栽培するために持ち込む（11 月から翌年４月末までに搬入する）場合を除く

④　栽培期間中、対象植物は施設外に持ち出さないこと

ただし、剪定作業等のために一時的に持ち出す場合を除く

⑤　栽培管理状況を記録しておくこと

（５）　植物防疫所が上述の条件を満たしていることを確認した栽培施設を登録

なお、施設内が網（目合が５㎜以下）等で仕切られている場合、それぞれを別の施設として登録することが可能

（６）　以下の場合は、栽培施設の登録取消

①　植物防疫所の検査でゴマダラカミキリが発見された場合又はその寄生が否定できない場合

②　ゴマダラカミキリに対する無発生環境が維持できなくなった場合

## ５　英国向け盆栽等について

英国はEU離脱に伴う移行期間を経て、2021 年１月１日、新たな植物検疫規則を施行した（ただし、北アイルランドは同規則を適用せず、同日以降も継続してEUの植物検疫規則を適用）。EUと検疫条件が異なる点があることから、現在情報収集をしているところ。最新情報を植物防疫所又は英国の植物検疫機関に確認すること。

## ６　トルコ共和国向け盆栽

（１）　輸入禁止植物は、地際部の茎の直径が５cm 以上のヤシ科生植物（26 種類）及びリュウゼツラン

（２）　少なくとも２年間、植物防疫所に登録されたほ場で栽培管理すること

ただし、キイチゴ属（*Rubus* spp.）、サクラ属（*Prunus* spp.）及びリンゴ属（*Malus* spp.）は、少なくとも３年間の栽培管理が必要

（３）　ゴマダラカミキリの対象植物（参考資料１参照）については、植物防疫所に登録された施設で少なくとも２年間栽培管理すること（施設の条件は、ＥＵと同じ）

（４）　少なくとも年６回、植物防疫所の検査を受けること

（５）　培養資材は消毒すること

（６）　高さ 50 ㎝以上の棚で栽培すること

（７） さび病がないこと

さび病の病徴発現の直前（３～４月）に、本病に有効な殺菌剤による消毒を実施すること

（８） 検疫対象病害虫がいないこと

（９） トルコ共和国が植物ごとに要求している検疫条件に従うこと

なお、アキニレ(*Ulmus parvifolia*)、オニグルミ(*Juglans sieboldiana* (*Juglans ailantifolia*))、サワグルミ(*Pterocarya rhoifolia*)、ハルニレ(*Ulmus davidiana*)及びトネリコ属(*Fraxinus* spp.)は、輸出不可

(10) 輸出前２週間以内に、次のいずれかの措置をすること

① 培養資材の除去

② 培養資材を洗い落とし、消毒した培養資材への植替え

③ 培養資材は必要最小限にし、適切な消毒の実施

(11) 輸出時に、花及び果実がないこと

(12) 落葉樹については、葉のない状態で休眠期間中に輸出すること

(13) 輸出直前に、ミナミキイロアザミウマを対象とした消毒を行うこと

(14) 輸出検査に合格した盆栽は、輸出時に封印すること

## ７ トルコ共和国向け植木類

（１） 輸入禁止植物は、地際部の茎の直径が５cm 以上のヤシ科生植物（26 種類）及びリュウゼツラン

（２） 植物防疫所に登録されたほ場で栽培管理すること

ただし、キイチゴ属(*Rubus* spp.)、サクラ属(*Prunus* spp.)及びリンゴ属(*Malus* spp.)は、少なくとも３年間栽培管理すること

（３） ゴマダラカミキリの対象植物（参考資料１参照）については、植物防疫所に登録された施設で少なくとも２年間栽培管理すること（施設の条件は、ＥＵと同じ）

（４） 少なくとも年２回、植物防疫所の検査を受けること（植物の種類により適期に実施）

（５） 栽培土は消毒すること

（６） 検疫対象病害虫がいないこと

（７） トルコ共和国が植物ごとに要求している検疫条件に従うこと

なお、アキニレ(*Ulmus parvifolia*)、オニグルミ(*Juglans sieboldiana* (*Juglans ailantifolia*))、サワグルミ(*Pterocarya rhoifolia*)、ハルニレ(*Ulmus davidiana*)及びトネリコ属(*Fraxinus* spp.)は、輸出不可

（８） 輸出前２週間以内に、次のいずれかの措置をすること

① 栽培土の除去

② 栽培土を洗い落とし、消毒した栽培土への植替え

③　栽培土は必要最小限にし、適切な消毒の実施

（9）　輸出時に、花及び果実がないこと

(10)　落葉樹については、葉のない状態で休眠期間中に輸出すること

(11)　輸出直前にミナミキイロアザミウマを対象とした消毒を行うこと

## ８　アメリカ合衆国向け盆栽

（1）　輸出前に、輸入者が取得したアメリカ合衆国植物防疫機関の輸入許可証の写しを入手し、記載された条件を満たすこと

（2）　主な輸入禁止等植物

カエデ属(*Acer* spp.)、カラマツ属(*Larix* spp.)、カリン属（*Cydonia* spp.）、クリ属(*Castanea* spp.)、クワ属(*Morus* spp.)、コナラ属(*Quercus* spp.)、サクラ属（*Prunus* spp.)、ツゲ属（*Buxus* spp.）、ツバキ属（*Camellia* spp.）、トウヒ属(*Picea* spp.)、トチノキ属(*Aesculus* spp.)、トネリコ属(*Fraxinus* spp.)、ナシ属(*Pyrus* spp.)、ニシキギ属(*Euonymus* spp.)、ハンノキ属(*Alnus* spp.）、ヒイラギナンテン属(*Mahonia* spp.)、ブドウ属(*Vitis* spp.)、ボケ属（*Chaenomeles* spp.）、マタタビ属(*Actinidia* spp.)、マキ属（*Podocarpus* spp.）、マツ属（*Pinus* spp.（二葉マツ及び三葉マツのみ））、モミ属(*Abies* spp.)、メギ属(*Berberis* spp.)、ヤナギ属(*Salix* spp.)、リンゴ属(*Malus* spp.)、ミカン科等

（3）　少なくとも２年間、植物防疫所に登録された温室又は網室で栽培管理すること

（4）　ゴマダラカミキリの対象植物（参考資料１参照）のうち、ツツジ属(*Rhododendron* spp.)及びゴヨウマツ以外は、アメリカ合衆国が輸入を認める検疫条件を設定していないため、輸出不可

なお、幹の直径が 10mm 以下のツツジ属及びゴヨウマツは、ゴマダラカミキリの対象植物には含まれない

（5）　少なくとも 12 か月間に１回、アメリカ合衆国が定める病害虫の発生の有無を確認するため、植物防疫所の検査を受けること

（6）　検診の結果、ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウが発見されなかった培養資材で栽培すること

（7）　高さ 50cm 以上の棚で栽培すること

（8）　温室又は網室(網の目合が 1.6mm 以下)であって、全ての換気口及び開口部は、目合 1.6 mm以下の網を設置すること

（9）　施設の出入口には、自動閉鎖式のドアを取り付けること

(10)　土壌を含め全ての培養資材は、輸出前に除去すること

(11)　アメリカ合衆国に輸入後、隔離検疫が必要な主な樹種

イボタノキ属(*Ligustrum* spp.)、ビャクシン属(*Juniperus* spp.)等

## ９　アメリカ合衆国向け植木類

（１）　輸出前に、輸入者が取得したアメリカ合衆国植物防疫機関の輸入許可証の写しを入手し、記載された条件を満たすこと

（２）　主な輸入禁止等植物

　カエデ属(*Acer* spp.)、カラマツ属(*Larix* spp.)、カリン属（*Cydonia* spp.）、クリ属(*Castanea* spp.)、クワ属(*Morus* spp.)、コナラ属(*Quercus* spp.)、サクラ属（*Prunus* spp.)、ツゲ属（*Buxus* spp.）、ツバキ属（*Camellia* spp.）、トウヒ属(*Picea* spp.)、トチノキ属(*Aesculus* spp.)、トネリコ属(*Fraxinus* spp.)、ナシ属(*Pyrus* spp.)、ニシキギ属(*Euonymus* spp.)、ハンノキ属(*Alnus* spp.）、ヒイラギナンテン属(*Mahonia* spp.)、ブドウ属(*Vitis* spp.)、ボケ属(*Chaenomeles* spp.）、マタタビ属(*Actinidia* spp.)、マキ属（*Podocarpus* spp.）、マツ属（*Pinus* spp.（二葉マツ及び三葉マツのみ））、モミ属(*Abies* spp.)、メギ属(*Berberis* spp.)、ヤナギ属(*Salix* spp.)、リンゴ属(*Malus* spp.)、ミカン科等

（３）　幹の直径が 10 ㎜以下のツツジ属(*Rhododendron* spp.)及びゴヨウマツを除いたゴマダラカミキリの対象植物（参考資料１参照）は、アメリカ合衆国が輸入を認める検疫条件を設定していないため、輸出不可

（４）　検診の結果、ジャガイモシストセンチュウ及びジャガイモシロシストセンチュウが発見されなかったほ場又は培養資材で栽培すること

（５）　土壌を含め全ての培養資材は、輸出前に除去すること

（６）　樹齢や栽培年数（樹種により２～３年）及び大きさの制限を超えるものは輸入禁止

（７）　アメリカ合衆国に輸入後、隔離検疫が必要な主な樹種

　イボタノキ属(*Ligustrum* spp.)、ビャクシン属(*Juniperus* spp.)等

## 10　カナダ向け盆栽・植木類

（１）　輸出前に、輸入者が取得したカナダ植物防疫機関の輸入許可証の写しを入手し、記載された条件を満たすこと

（２）　主な輸入禁止植物

　カラマツ属(*Larix* spp.)、カリン属（*Cydonia* spp.）、クリ属(*Castanea* spp.)、クワ属(*Morus* spp.)、サクラ属（*Prunus* spp.)、トウヒ属(*Picea* spp.)、トチノキ属(*Aesculus* spp.)、トネリコ属(*Fraxinus* spp.)、ナシ属(*Pyrus* spp.)、ニシキギ属(*Euonymus* spp.)、ハンノキ属(*Alnus* spp.）、ヒイラギナンテン属(*Mahonia* spp.)、ブドウ属(*Vitis* spp.)、ボケ属(*Chaenomeles* spp.)、マタタビ属(*Actinidia* spp.)、マツ属（*Pinus* spp.）、モミ属(*Abies* spp.)、ヤナギ属(*Salix* spp.)、リンゴ属(*Malus* spp.)等

（３） ゴマダラカミキリの対象植物（参考資料１参照）は、幹の直径が 10 ㎜未満のものを除き、輸出不可

（４） 土壌を含め全ての培養資材は、輸出前に除去すること

## 11 韓国向け盆栽・植木類

（１） 主な輸入禁止植物

カラマツ属(*Larix* spp.)、本州産のサクラ属（*Prunus* spp.）(本州でこん包、輸出検査されたものを含む)、ヒマラヤスギ属(*Cedrus* spp.)、マツ属（*Pinus* spp.)、北緯 27 度 58 分以南の南西諸島及び喜界島で生産されたミカン科等

（２） 土壌の付着がないこと

（３） 輸出時に培養資材を使用する場合は、未使用のピートモス、ココピート、ミズゴケ又は樹皮であること

なお、これらの培養資材のいずれか一種類にバーミキュライト、パーライト等が混在するものの使用が可能

（４） 培養資材に植えられた状態で輸出する場合は、次の措置が必要である

① 植物に付着している元々の土壌又は培養資材を完全に除去し、使用可能な未使用の培養資材へ植え替えること

② 当該植物を植物防疫所に登録された施設に搬入すること

③ 当該施設は、温室又は目合 1.6㎜ 以下の網が設置された施設で、コンクリート床又は高さ 50cm 以上の棚があること

④ 当該植物は、輸送用のコンテナに積載されるまで、当該施設内のコンクリート床又は高さ 50cm 以上の棚で栽培されること

（５） 携帯、郵便、託送及び引っ越し貨物による少量の栽培用植物（種子を含む）は、植物検疫証明書を添付が無くても輸入が認められていたが、2019 年 7 月 1 日以降に植物検疫証明書を添付せずに輸出する場合、事前に韓国の植物検疫機関に申告して承認を受ける必要がある。

詳しくは輸入国の植物検疫機関に確認すること

（６） 果樹類及び結実性の樹種については、韓国に輸入後、隔離検疫が必要（対象植物には、植物名、輸入者及び原産国等の情報を記載したタグを付けること）

## 12 中国向け盆栽・植木類

（１） 輸出前に中国植物防疫機関の輸入許可証を取得し、記載された条件を満たすこと

（２） サクラ属（*Prunus* spp.）及びマツ属（*Pinus* spp.)は、輸入禁止

（３） 土壌の付着がないこと（輸入許可証で許可されている場合を除く）

（４） イヌマキについては、現在日中間で検疫条件を協議中のため、最新情報を植物防疫所か輸入国の植物検疫機関に確認すること

## 13 香港向け盆栽・植木類

（１） 輸出前に香港植物防疫機関の輸入許可証を取得し、記載された条件を満たすこと

（２） チャ(*Thea sinensis*)及びカンキツ属(*Citrus* spp.)は、輸入禁止

（３） 土壌、砂、粘土及びピートの付着がないこと（輸入許可証で許可されている場合を除く）

## 14 台湾向け盆栽・植木類

（１） ミカン科は、輸入禁止

（２） *Pseudomonas syringae* pv. *syringae* に係る栽培地検査が必要な植物

オリーブ(*Olea europaea*)、カキ(*Diospyros kaki*)、クスノキ(*Cinnamomum camphora*)、ヒメヤシャブシ(*Alnus pendula*)、フジマメ(*Dolichos lablab*)、ペルシャグルミ(*Juglans regia*)、マルメロ(*Cydonia oblonga*)、イボタノキ属の一種(*Ligustrum ovalifolium*)、ウコギ属(*Acanthopanax* spp.)、サクラ属(*Prunus* spp)、ツツジ属(*Rhododendron* spp.)、ナシ属(*Pyrus* spp.)、ハンノキ属の一種(*Alnus glutinosa*)、バラ属(*Rosa* spp.)、ポプラ属(*Populus* spp.)、モクレン属(*Magnolia* spp.)、ヤナギ属(*Salix* spp.)等

（３） オオバコモザイクウイルス（*Plantago asiatica mosaic virus*）に係る栽培地検査が必要な植物

ナンテン（*Nandina domestica*）等

（４） 土壌及び砂が付着していないこと

（５） 以下の病害虫が対象となる植物にいないこと

イモグサレセンチュウ(*Ditylenchus destructor*)、ナミクキセンチュウ(*Ditylenchus dipsaci*)、ネダニ(*Rhizoglyphus echinopus*)、ミカンキイロアザミウマ(*Frankliniella occidentalis*)、サクラ胴枯病菌(*Valsa ambiens*)

（６） 台湾に輸入後、少なくとも１年間の隔離検疫が必要となる植物

サクラ属(*Prunus* spp.)、バラ属(*Rosa* spp.)、ブドウ属(*Vitis* spp.)、リンゴ属(*Malus* spp.)等

## 15 ベトナム向け盆栽・植木類

（１） 輸出前にベトナム植物防疫機関の輸入許可証を取得し、記載された条件を満たすこと

（２） 土壌の付着がないこと（輸入許可証で許可されている場合を除く）

## 16　シンガポール向け盆栽・植木類

培養資材を伴って輸出する場合、培養資材の線虫検査及び消毒を行うこと。

なお、消毒に使用する薬剤については、輸入国の植物検疫機関に確認すること。

## 17　ＥＡＥＵ（ユーラシア経済同盟）向け盆栽・植木類

ＥＡＥＵ加盟国：アルメニア、カザフスタン、キルギス、ベラルーシ及びロシア

（１）　平成 30 年５月に改正されたＥＡＥＵの統一植物検疫規則において、広葉樹や針葉樹といった盆栽を含む観賞用苗木について、日本に広く分布する病害虫を検疫対象として、生産地域単位で不在証明するよう要求しているが、このような証明を行うことは困難である。このため、生産用地（ほ場）単位での無発生証明により輸入が認められるかを現地植物検疫当局に確認すること

（２）　ロシアに種苗類を輸出する場合は、現地の輸入者からロシア植物検疫当局に事前に申請されているかを確認すること

# Ⅲ　輸出検疫の手続き

## 1．EU諸国向け盆栽のフローチャート

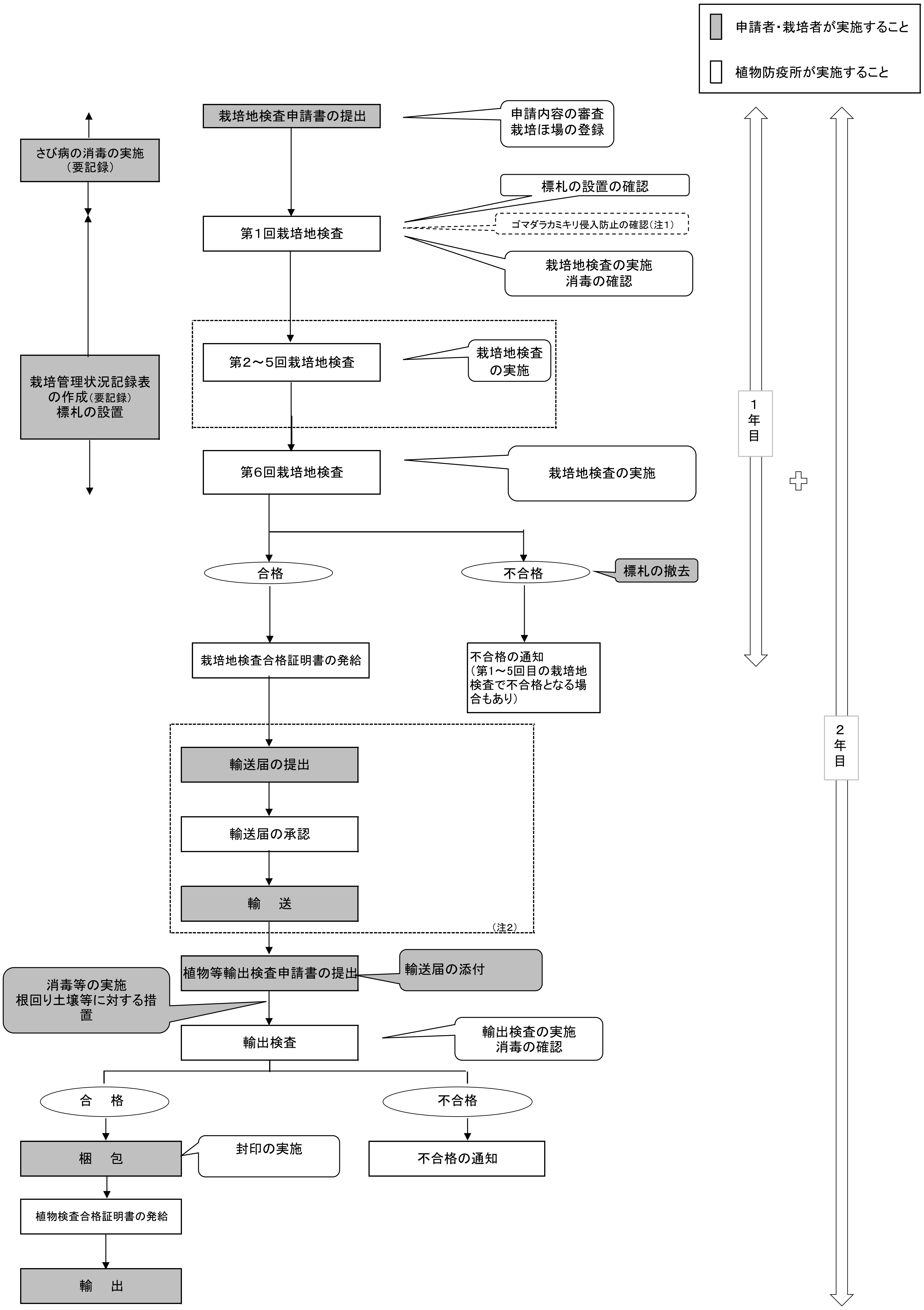


注1　ゴマダラカミキリ対象植物については、本虫の侵入が防止できる施設内での栽培が必要です。
注2　輸送届の提出は、栽培地検査担当所が輸出検査を行う場合であって、栽培地検査の申請者と
　　輸出検査の申請者が同じ場合は不要です。

## ２　ＥＵ諸国向け植木類のフローチャート

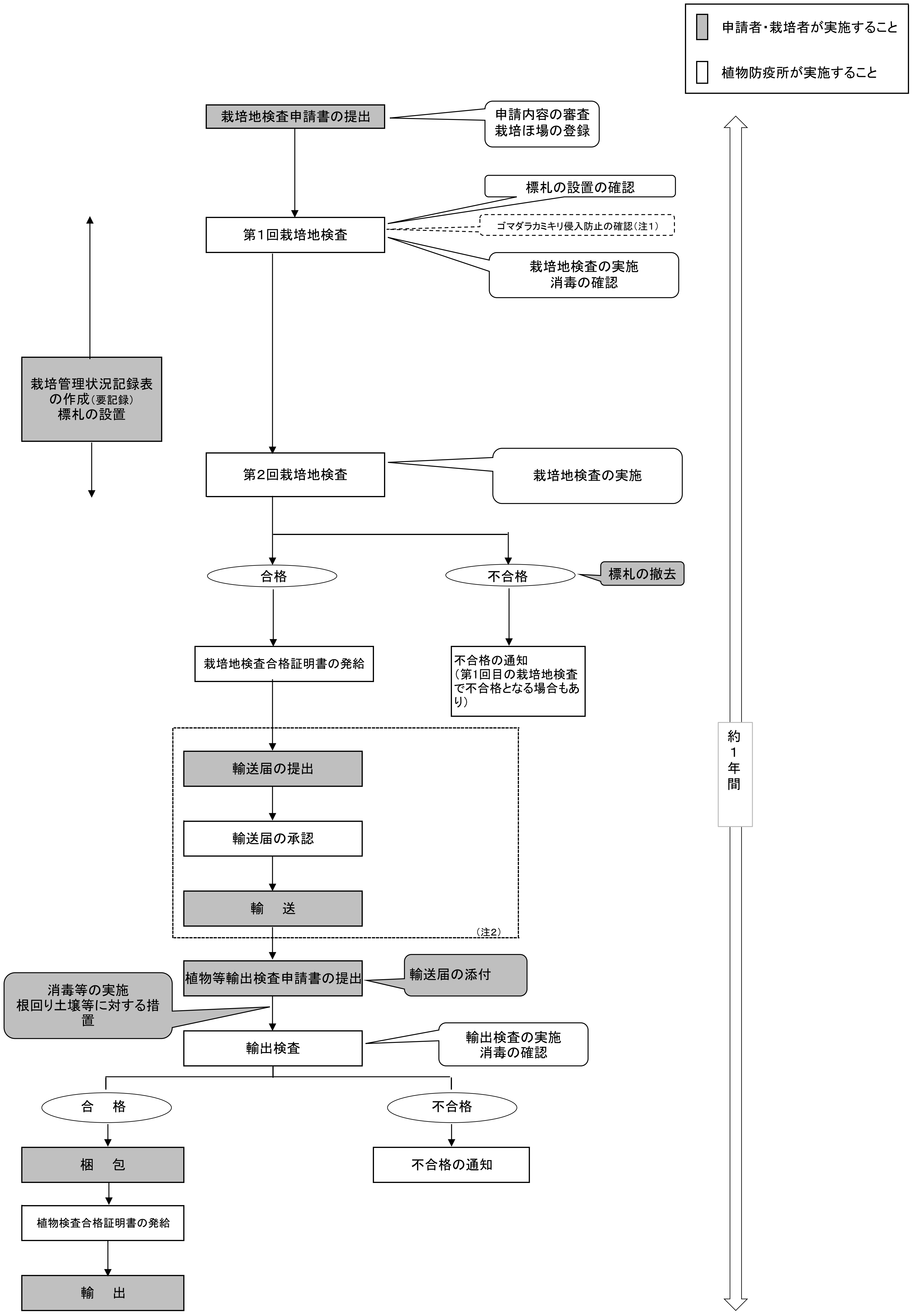


注1　ゴマダラカミキリ対象植物については、本虫の侵入が防止できる施設内での栽培が必要です。
注2　輸送届の提出は、栽培地検査担当所が輸出検査を行う場合であって、栽培地検査の申請者と
　　輸出検査の申請者が同じ場合は不要です。

# Ⅳ　栽培地検査の申請

## １　栽培地検査申請書の提出

提出期限までに、栽培地検査申請書に必要な添付書類を添えて、ほ場所在地を管轄する植物防疫所に提出してください。

当該申請書は、特殊盆栽、一般盆栽、一般盆栽（ゴマダラカミキリの対象植物）、植木、植木（ゴマダラカミキリの対象植物）毎に別葉で作成してください。

**【提出期限】**

盆栽（特殊盆栽、一般盆栽、一般盆栽（ゴマダラカミキリの対象植物））
······················ ３月３１日まで
植木（ゴマダラカミキリの対象植物）······················ ４月２０日まで
植木（上記以外）····································· ５月３１日まで

## ２　栽培地検査申請書の記入方法

一般盆栽の場合

栽培地検査申請書

2018　年　3　月　31日

横浜　植物防疫所（　　　　支所又は出張所）植物防疫官　殿

住　所　横浜市中区北仲通 5-57
氏　名　植防　太郎

以下のとおり栽培地検査を申請いたします。

| 栽培地番　号 | 栽培者氏　名 | 栽培地の所在地 | 種類・名称 | 品種名 | 栽培面積 | 栽培数 | 輸　出予定国 | 輸出予定数　　量 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Yy-999 | 植防　太郎 | 横浜市中区北仲通 5-57 | サツキツツジ盆栽 | | 0.1a | 300 本 | EU | 300 本 | 二年目 |
| Yy-999 | 植防　太郎 | 横浜市中区北仲通 5-57 | サツキツツジ盆栽 | | 0.1a | 200 本 | ＥＵ | 200 本 | 新規 |

＜記入上の注意点＞

(1) 栽培地番号：ほ場が既に登録されている場合は、登録番号を記入してください。それ以外の場合は空欄にしてください。

(2) 栽培者氏名：実際に検査対象植物を栽培・管理する者の氏名を記入してください。

(3) 栽培地の所在地：検査対象植物が栽培・管理されている場所が特定できるよう、正確な住所を記入してください。

(4) 種類・名称：「主な盆栽・植木等の植物名一覧表」（参考資料３）の「申請名」を使用し、カタカナ書きにしてください。また、「申請名」の後には「盆栽」又は「植木」と記入してください。なお、当該一覧表に「申請名」がない場合は、植物防疫所へご確認ください。

(5) 栽培面積：植物毎に記入してください。単位をａ（アール）にしてください。

(6) 栽培数：前年度からの継続分は、前年度の栽培地検査合格本数から輸出本数、枯死本数及び国内販売本数を引いた、現存本数にしてください。また、新規申請のもので、鉢上げ又は鉢替えが終了していないものは、見込み本数を記入してください。

(7) 輸出予定国：輸出予定国名を記入してください。ＥＵ諸国向けの場合は「ＥＵ諸国」と記入してください。

(8) 輸出予定数量： 原則として栽培数と同じ数量になります。

(9) 備考： ＥＵ諸国向けゴヨウマツ等の特殊盆栽及びゴマダラカミキリの対象植物は、標識番号を記入してください。ＥＵ諸国向け一般盆栽で、２年以上続けて検査を受けているものは、まとめて「２年目」と記入してください。新規申請のもので、ゴマダラカミキリの対象植物は、「網室新規」又は「温室新規」等と記入し、それ以外は「新規」と記入してください。

栽培地検査申請書の様式は、植物防疫所ホームページからも入手できます。

**植物防疫所ホーム→ 申請・手続き→ 手続様式一覧→ 栽培地検査申請書**
＜http://www.maff.go.jp/pps/j/law/form/form04.html＞

## ３　添付書類

（１） 「ほ場所在地付近の略図及びほ場の見取り図」
連絡先として携帯電話番号の記入もお願いします。
「ほ場所在地付近の略図」は、地図（インターネット上の地図も可）の写しを添付していただいても構いません。

（２） 「ほ場調査表」
該当する項目にチェックを入れてください。

（３） 「栽培施設明細」
施設での栽培が条件となっている植物がある場合のみ添付してください。

（４） 「栽培管理状況記録表」

ショクボウ　タロウ
植防　　　　太郎

231-0003
神奈川県横浜市中区北仲通 5-57

045　　211-7155

ショクボウ　ハナコ
植防　　　　花子

045　　211-2171
090　　1234-5678

231-0003
神奈川県横浜市中区北仲通 5-57　　植防　太郎

231-0801
神奈川県横浜市中区新山下 1-16-10　植防　長介

植木の場合　　　盆栽の場合

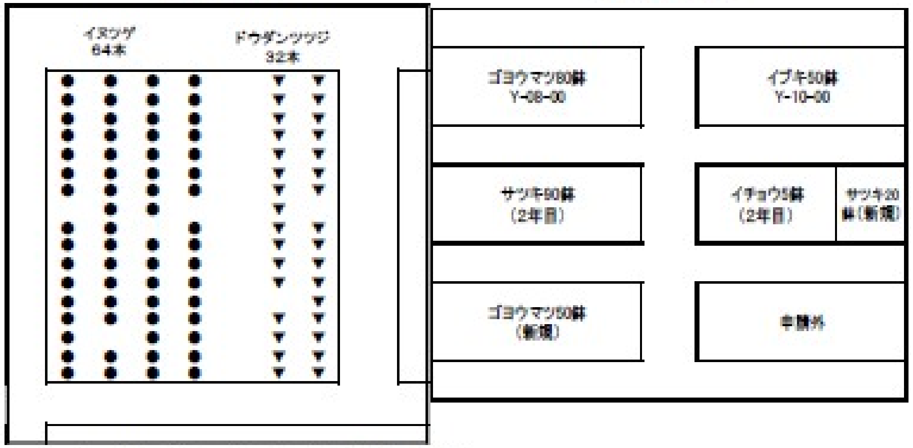


ゴマダラカミキリの対象植物の場合

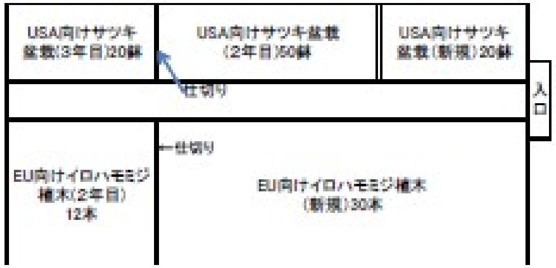

## ほ場調査表（記入例）

### 1．栽培土壌の措置（該当項目に〇）

植付け時または鉢上げ時の土壌

| | |
|---|---|
| 鹿沼土 | 〇 |
| 赤玉土（硬質） | |
| 加熱処理 | |
| その他の消毒（薬剤名） | |

### 2．検査対象植物（申請外）チェック表（該当項目に〇）

| ビャクシン類盆栽の申請 | | 有（〇）・無 | |
|---|---|---|---|
| | | 栽培地・施設内 | 周辺 |
| 申請外 | カナメモチ属（カナメモチ、レッドロビンなど） | 有（〇）・無 | 有・無（〇） |
| | サンザシ属（オオサンザシ、セイヨウサンザシなど） | 有・無（〇） | 有・無（〇） |
| | ナシ属（マメナシ、イヌナシなど） | 有・無（〇） | 有・無（〇） |
| | ビャクシン属（カイヅカイブキなど） | 有・無（〇） | 有・無（〇） |
| | ボケ属（ボケ、カリンなど） | 有・無（〇） | 有（〇）・無 |
| | マルメロ属（マルメロ） | 有・無（〇） | 有・無（〇） |
| | リンゴ属（ヒメリンゴ、カイドウ、ズミなど） | 有・無（〇） | 有・無（〇） |

| ゴマダラカミキリの対象植物の申請 | | 有（〇）・無 |
|---|---|---|
| | | 施設内 |
| 申請外 | カエデ属（イロハモミジ、トウカエデなど） | 有・無（〇） |
| | カバノキ属（シラカンバ、ダケカンバなど） | 有・無（〇） |
| | カンキツ属（ナツミカン、ユズなど） | 有・無（〇） |
| | クマシデ属（クマシデ、イヌシデなど） | 有・無（〇） |
| | サルスベリ属（サルスベリなど） | 有・無（〇） |
| | サンザシ属（オオサンザシ、セイヨウサンザシなど） | 有・無（〇） |
| | シャリントウ属（ベニシタン、ヒメシャリントウなど） | 有・無（〇） |
| | スズカケノキ属（スズカケノキなど） | 有・無（〇） |
| | セイヨウトチノキ | 有・無（〇） |
| | セイヨウバクチノキ | 有・無（〇） |
| | ナシ属（マメナシ、イヌナシなど） | 有・無（〇） |
| | ニレ属（アキニレ、ハルニレなど） | 有・無（〇） |
| | ハコヤナギ属（ポプラ、ヤマナラシなど） | 有・無（〇） |
| | ハシバミ属（ヘーゼル） | 有・無（〇） |
| | バラ属（ノイバラ、ハナナスなど） | 有・無（〇） |
| | ハンノキ属（ヤシャブシ、ハンノキなど） | 有・無（〇） |
| | ブナ属（ブナノキ、イヌブナなど） | 有・無（〇） |
| | ミズキ属（ミズキ、アメリカヤマボウシなど） | 有・無（〇） |
| | ヤナギ属（ネコヤナギ、シダレヤナギなど） | 有・無（〇） |
| | リンゴ属（ヒメリンゴ、カイドウ、ズミなど） | 有・無（〇） |

栽培施設明細（記入例）

栽培者氏名　植防　二郎
施設の所在地　神奈川県横浜市中区北仲通５－５７

| 栽培施設登録番号 | 構造 | | | | | 備考（他国向けの有無） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 施設の種類 | 施設の面積 | 網の目合（サイズ） | 出入口の閉鎖方法 | 換気口の有無及び侵入防止措置 | |
| Yy00A | 網室 | 3.0 a | 1.6 ㎜ | ゴムバンド式 | 有り（網張り） | 米国向け |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

以下は、植物防疫官が記入

審査月日：
審査植物防疫官名：
審査結果：

注）栽培施設登録番号を明記してください。

## Ⅴ　栽培地において実施すべき事項

### １　標札の設置

ほ場の入口付近に栽培地検査対象ほ場であることを示す標札を設置してください。

［標札の見本］

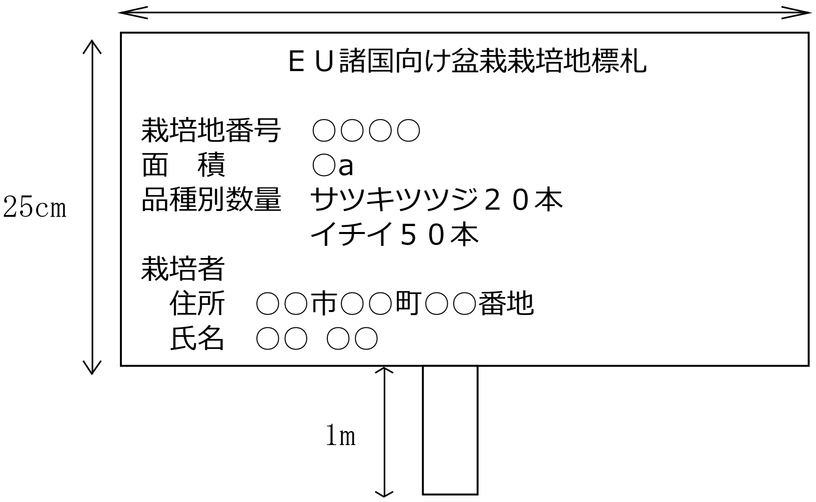


＊個人情報保護の観点から、品種別数量、栽培者住所・氏名の記入を省略できます。

### ２　標識の取付け

次の植物には、標識を主幹にしっかりと取り付けてください。

（1）ＥＵ諸国向けゴヨウマツ等の特殊盆栽（所定の標識）

標識は、植物防疫所から栽培地検査の申請者にご案内しますので、お申し込みください。標識の代金等は申請者の負担となります。お申込み内容の変更はできませんので、ご注意ください。また、届いた標識に不足、不良品がありましたら、到着後 10 日以内に、作製元に連絡してください。

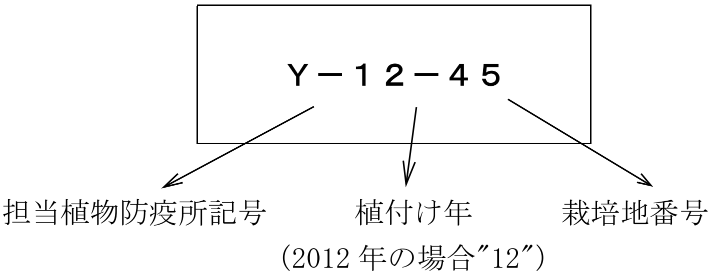


＊　標識の装着方法については、参考資料２を参照してください。

（２）　ＥＵ諸国及びトルコ向けゴマダラカミキリの対象植物（任意の標識）

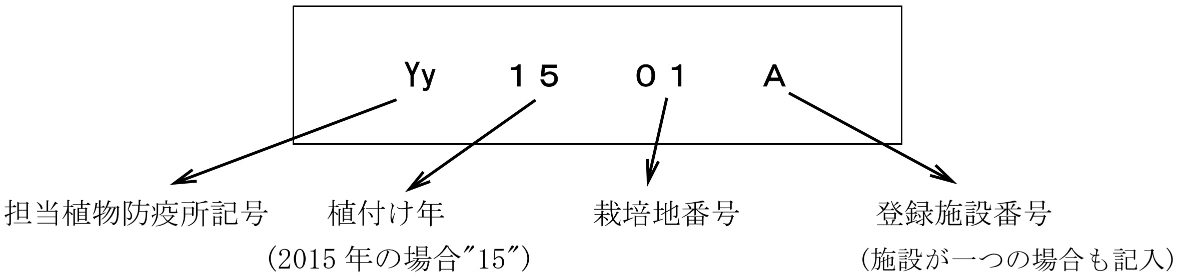


※　**標識は、プラスチック製又は同等以上の耐久性のある材質とし、文字が容易に消えないように油性ペン等を使用し、登録施設番号まで必ず記入すること。**

## ３　栽培管理

（１）　栽培施設への搬出入、土壌の消毒や薬剤散布、施設の改修、病害虫の発生確認を行った場合は、必ず栽培管理状況記録表に記録してください。

（２）　栽培地検査が円滑に実施できるように、植物の位置を整理しておいてください（盆栽鉢を植物の種類別、新規・２年目・３年目の別で棚を分けるなど。）。特に申請外の植物とは明確に区分けしてください。

**栽培管理状況記録表（記入例）**

**栽培管理状況記録表（栽培施設への搬出入記録）　（記入例）**

**栽培地（施設）番号：Yy00A　　栽培者名：植防　二郎**
**ほ場所在地：神奈川県横浜市中区北仲通５－５７**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 申請（〇）／申請外 | 対象植物名 | イロハモミジ盆栽 | | |
| | 植付年 | 2010 年 | | |
| 搬出・搬入 | 年月日 | 出入本数 | 残本数 | 理由 |
| 搬出・搬入（搬入に〇） | 2010/4/1 | 100 | 100 | 新規申請 |
| 搬出・搬入（搬出に〇） | 2012/10/15 | 10 | 90 | 国内販売のため |
| 搬出・搬入（搬出に〇） | 2013/2/18 | 8 | 82 | 輸出検査のため |
| 搬出・搬入 | | | | |
| 搬出・搬入 | | | | |

注）・植物の搬出入時に理由を付して記録すること。

・施設内の対象植物を施設外に移動しないこと。（剪定等で一時的に移動する場合を除く。）

・栽培期間中、ゴマダラカミキリの対象植物を新たに施設内に持ち込まないこと。（ほ場内に複数の施設があって２年目以降の対象植物のみを同一の施設内で栽培するために持ち込む場合を除く。この場合、搬入は 11 月から翌年４月までに行うこと。）

・次の場合は速やかに植物防疫所へ連絡すること。

①カミキリムシ類が発見された場合、又は食害痕等で発生が疑われた場合

②網の破損等で改修した場合

栽培管理状況記録表（防除（消毒）実績）　（記入例）

栽培地（又は施設）番号：Yy00
栽培者名：植防　二郎
ほ場所在地：神奈川県横浜市中区北仲通５－５７

| 防除月日 | 散布薬剤名 | 有効成分名及び濃度 | 希釈倍率 | 防除方法 | 防除対象植物 | 対象病害虫 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2012/4/3 | ○○○○ | ○○○○○75% | 1,000 倍 | スプレー | ほ場全体 | さび病 |
| 2012/4/15 | ○○○ | ○○○30% | 1,000 倍 | スプレー | ほ場全体 | ハダニ |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 2012/8/15 | ○○○○ | ○○○○50% | 800 倍 | スプレー | ほ場全体 | ハダニ |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

注）散布薬剤毎に１欄使用すること。

栽培管理状況記録表（栽培ほ場・施設調査記録）　（記入例）

栽培地（施設）番号：Yy00A
栽培者名：植防　二郎
ほ場所在地：神奈川県横浜市中区北仲通５－５７

| 網の破損・改修状況 | 病害虫発生調査結果 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | 発生場所（網室内等） | 発生植物名及び植付年 | 病害虫名 | |
| 入り口破損 | | | | 2012/7/1 |
| 入り口補修 | | | | 2012/7/1 |
| | 棚番号１ | イロハモミジ(2011) | アブラムシ | 2012/8/10 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

# Ⅵ　栽培地検査の実施

## １　線虫検査

（１）　ＥＵ諸国向けに輸出される盆栽・植木については、ＥＵ諸国からの線虫発見通報状況等を勘案して線虫検査を実施します。

（２）　ほ場での線虫検査において植物寄生性線虫が発見された場合は、次の措置となります。

①　特定の線虫（アメリカオオハリセンチュウグループ）が発見された場合は、栽培地検査不合格となり、本年度の輸出はできません。

②　その他の植物寄生性線虫が発見された場合は、栽培地検査期間中であれば線虫防除を行ったうえで、再度、線虫検査を受検することができます。

　ただし、線虫検査の受検回数は、２回までとします。

③　２回以上植物寄生性線虫が発見された場合は、ＥＵ向けの輸出検査の前に栽培中の土壌を除去しなければ、輸出検査は行いません。

（３）　栽培中の線虫防除が重要であるため、適切な栽培管理を行ってください。

## ２　カミキリムシを対象とした検査

　ゴマダラカミキリを含む本邦既発生のカミキリムシについては、植物の内部に寄生し外観から全てを確認することが困難です。

　規制対象ではない樹種であっても、栽培地検査においてカミキリムシの寄生が疑われる痕跡が発見された場合は、寄生状況を勘案してほ場単位又は施設単位で不合格とすることがあります。

# Ⅶ　栽培地検査に合格した植物の取扱い

## １　栽培地検査に合格した植物の適正な管理

　栽培地検査に合格した植物が病害虫に再汚染されたり、栽培地検査に合格していない植物と混同しないよう適正に管理してください。

## ２　栽培地検査に合格した植物の輸送

（１）　ほ場から植物を移動する場合は、輸送届（次ページ参照）を栽培地検査を担当した植物防疫所（以下「栽培地検査担当所」という。）に提出してください。

　なお、輸送届の提出は、栽培地検査担当所が輸出検査を行う場合であって、栽培地検査の申請者と輸出検査の申請者又は輸出者が同じ場合は不要です。

（２）　栽培地検査担当所は、提出された輸送届の内容を確認し、適正であると判断した場合は輸送届を承認します。

（３）　当該承認を受けた者は､病害虫の再汚染防止措置を行ったうえで植物を輸送し、輸出検査を担当する植物防疫所へ承認された輸送届の写しを提出又は整理番号を通知してください。

輸送届の記入例

欧州連合加盟国向け特殊盆栽輸送届

令和３年１２月２５日

横浜植物防疫所（　〇〇　支所~~又は出張所~~）
　植物防疫官　殿

住所　　埼玉県川口市〇〇
氏名　　植物　太郎

　栽培地検査（２年間）に合格した（ひのき属、ビャクシン属・ゴヨウマツ・クロマツ　）盆栽を(1)横浜市中区1-1　㈱植防倉庫　に輸送して（栽培地・輸出）検査を受けたく届けます。

記

| 栽培地番号 | 生産者氏名 | 品　　種 | 植付年 (2) | 本　数 | 備　考 (3) |
|---|---|---|---|---|---|
| Y 00 | 植物 太郎 | ヒメコマツ | ２００９年 | ３本 | Y-09-00 |
| 〃 | 〃 | イブキ | ２０１０年 | １０本 | Y-10-00 |
| Ys 00 | 〃 | カエデ | ２０１０年 | １５本 | Ys 10 00A |

　植物防疫所（　　　支所又は出張所）宛て本票を提出又は整理番号を通知の上、（栽培地・輸出）検査を申請されたい。

年　　月　　　日

植物防疫官　氏名

| 整理番号 | |
|---|---|

（記入上の注意）

(1) 輸送先　：　輸送先は、栽培地検査又は輸出検査を受ける場所(住所及び名称）を記入してください。

(2) 植付年　：　初めて検査申請した年を記入してください。

(3) 備　考　：　標識番号を記入してください。

# Ⅷ　輸出検査の申請

## １　植物等輸出検査申請書の提出

（１）　輸出検査を担当する植物防疫所宛に検査予約をした上で、植物等輸出検査申請書を提出してください。

当該申請書の提出は、書面によらず、NACCS-APS から電子的に行うことができます。

（２）　ＥＵ諸国向けに輸出する場合の申請は、特殊盆栽、一般盆栽、一般盆栽（ゴマダラカミキリの対象植物）、植木、植木（ゴマダラカミキリの対象植物）毎に作成してください。

（３）　同じ生産県の同種の植物をまとめて申請する場合は、ほ場毎の情報が記載された申請内容明細（下記「４．申請内容明細の記入方法」参照）を添付してください。

（４）　輸送届が必要な植物を輸出する場合は、当該申請書に承認された輸送届を添付又は整理番号を通知してください。

（５）　輸入許可証がある場合は、当該申請書にその写しを添付してください。

## ２　NACCS-APS による電子申請の方法

電子申請は、植物防疫所ホームページから行ってください。

**植物防疫所ホーム→ 電子申請窓口→ NACCS 植物検疫関係業務**

＜http://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmado/index.html#denmado_PQ＞

別添の「NACCS 植物検疫関連業務入力解説書（APS 利用者向け）盆栽・植木用」を参考にして、各項目の入力をお願いします。

## ３　書面による申請の方法

植物等輸出検査申請書の様式は、植物防疫所ホームページからも入手できます。

各ファイルの（イ）様式をダウンロードしてご利用ください。

**植物防疫所ホーム→ 申請・手続き→ 手続様式一覧→ 植物等輸出検査申請書**

＜http://www.maff.go.jp/pps/j/law/form/form07.html＞

輸出検査申請書の記入例（オランダ向けサツキツツジ盆栽）

# 植物等輸出検査申請書

住　所　　神奈川県横浜市中区北仲通５
氏　名　　植防　太郎

令和３年３月１日
植物防疫官　殿

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ※積載船（機）名 (1) | SHIP CARGO | | | |
| ※記号及び番号 (2) | NONE | | | |
| 積載予定月日 (3) | 2021 年 3 月 15 日 | | | |
| 積載港名 | YOKOHAMA | | | |
| ※陸揚港名 (4) | ROTTERDAM | ※輸入国名 | NETHERLANDS | |
| ※荷送人住所氏名 | SHOKUBO TARO<br>5 KITANAKA-DORI,NAKA-KU,YOKOHAMA,JAPAN | | | |
| ※荷受人住所氏名 | SHOKUBO TARO NETHERLANDS<br>GEERTJESWEG15, WAGENINGEN,NETHERLANDS | | | |
| 輸入国政府の輸入許可番号 | | | | |
| ※種類・名称 (5),(6) | 学名 | 梱数 | 数量 | 産地 |
| RHODODENDRON BONSAI TREE | *Rhododendron indicum* | 20C/T | 200PCS | TOCHIGI |
| 備考 (7) | ３月７日検査希望　横浜市中区北仲通５　植防倉庫<br>担当：田中　TEL:045-211-7155 | | | |

備考　１　栽培地検査合格証票、野生植物原産地証明書又は輸出植物包装材料検査合格証明書を有する場合は、その旨を備考欄に記入すること。
２　※印の欄には、欧文を併記すること。

＜記入上の注意点＞

(1) 積載船(機)名がわからない場合は、輸送手段を記入してください。
船積貨物：「SHIP CARGO」、航空貨物：「AIR CARGO」、郵便物：「MAIL」、携帯品：「BAGGAGE」

(2) 記号及び番号を植物検疫証明書へ記載する必要がない場合は、「NO MARK」または「NONE」と記入してください。

(3) 積載予定月日は必ず記入してください。輸出検査は積載日前 14 日以内に受けてください。

(4) 郵便物で陸揚港名がわからない場合は、輸入国名を記入してください。

(5) 盆栽は「属名(学名)」＋「BONSAI TREE」、植木は「属名(学名)」＋「TREE PLANT」と記入してください。

(6) 種類が複数ある場合は、種類・名称に総称（盆栽又は植木）を記入し、申請内容明細を必ず添付してください（下記「４．申請内容明細の記入方法」参照）。

(7) 備考には、検査希望月日、検査場所、担当者、連絡先等、必要に応じて検査の参考となる情報を入力してください。

# ４　申請内容明細の記入方法

## 申請内容明細の記入例

| 植物名（申請名） | 学　名 | 数　量 | 栽培地番号 | 生産者名 | 生　産　地<br>（都道府県名） | 標識番号 | 輸送届番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) | | | (2) | | | | (3) |
| サツキツツジ | *Rhododendron indicum* | 10 | Yy10 | 田畑　稔 | 神奈川県 | ― | ― |
| サツキツツジ | *Rhododendron indicum* | 170 | Yy20 | 森田　茂 | 神奈川県 | ― | ― |
| サツキツツジ | *Rhododendron indicum* | 3 | Yy30 | 田中　一 | 神奈川県 | ― | Y ― 10 |
| ザクロ | *Punica granatum* | 7 | Yy20 | 森田　茂 | 神奈川県 | ― | ― |
| ハゼノキ | *Rhus succedanea* | 10 | Ys35 | 林　伸一 | 埼玉県 | ― | T ― ５ |
| 合　計 | | 200 | | | | | |

＜記入上の注意点＞

(1) 植物名及び学名は、「参考資料３」に記載された「申請名」及び「学名」を記入してください。

(2) 栽培地番号は、植物防疫所から割り振られた番号を記入してください。

(3) 承認された輸送届がある場合は、輸送届の整理番号を記入してください。

# Ⅸ　輸出検査時の注意事項

1　輸出されるまでの間、申請外の植物と混同しないようにしてください。
2　検査単位毎（原則として植物毎、栽培者毎）に区別しておいてください。
3　ＥＵ諸国向けゴヨウマツ等の特殊盆栽は、輸入後に隔離栽培が必要なため、輸入国（ＥＵ側）植物防疫機関に事前に植物の種類や数量等をご確認ください。
4　栽培中の土壌は、輸出先国の検疫条件に従って適切に措置してください。
5　輸出検査時の線虫検査については、以下のとおり実施します。

（１）　対象植物

ＥＵ諸国向けのイヌツゲ植木、ゴヨウマツ大型盆栽等。

（２）　土壌の採取

輸出検査時、根回り中心部の土壌（根の一部を含む。）を採土器を用いて採取します。

（３）　線虫の分離

ベルマン法（24 時間）により線虫を分離します。

検査の結果、植物寄生性線虫が発見された場合は、輸出検査不合格となります。再度、輸出検査を申請する場合は、消毒を実施した上で申請してください。

なお､栽培中の土壌を除去した場合又は輸出前２週間以内に栽培中の土壌を除去し、消毒された栽培土に植え替えた場合は、当該措置の確認をもって線虫検査を省略します。

6　消毒は、原則として検査後、植物防疫官立ち会いのもとに実施します。事前に実施した場合は、消毒実施記録を作成して輸出検査時に提出してください。
7　輸出検査でカミキリムシの寄生が疑われる痕跡が発見された場合、切開等でカミキリムシによるものか確認する必要があります。

痕跡原因がカミキリムシと否定できない場合は、同一申請の同じ樹種で同じほ場で生産されたものは全て不合格とします。

また、ゴマダラカミキリの対象植物については、当該植物が栽培された施設の登録を取り消します。

8　その他

（１）　時間にゆとりを持ち、計画的に受検してください。

（２）　病害虫防除のための農薬使用は適正に行ってください。

（３）　より効果的な消毒方法の実施に努めてください。

培養土を最大限除去することで、線虫の密度を下げ、農薬の浸透を促すことができます。

（４）　植物を輸出する場合は、郵便物や携帯品などの個人向けであっても、検疫条件を遵守した上で輸出してください。

（５）　諸外国の検疫規則は変更されている場合があります。実際の輸出に際しては、相手国の最新の検疫条件を現地荷受人等関係者を通じて、相手国植物防疫機関又は在日大使館に確認することをお勧めします。

（６）　本資料の検疫条件は、各国の植物検疫上の要求であり、ここで輸入が可能となっている場合であっても、種苗法、ワシントン条約、各国の他法令等により輸出入が制限される場合がありますので、これらの情報もご確認ください。